

## 15 | 武蔵野美術大学学生懲戒手続に関する規則

平成 29 年 4 月 1 日現在

(目的)

第 1 条 この規則は、武蔵野美術大学学則（以下「大学学則」という。）第 54 条、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程（以下「課程規程」という。）第 75 条及び武蔵野美術大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）第 42 条に規定する懲戒について、手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

(懲戒の対象者及び行為)

第 2 条 懲戒の対象となる者は、武蔵野美術大学（以下「本学」という。）の造形学部、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程及び武蔵野美術大学大学院造形研究科に在学する学生（科目等履修生等の学生に準じる者を含む。）とする。

2 懲戒の対象となる行為は、大学学則、課程規程、大学院規則その他本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為とする。

3 懲戒としての退学の対象となる行為は、大学学則第 54 条第 3 項、課程規程第 75 条第 3 項及び大学院規則第 42 条第 3 項の各号に定める行為とする。

(ハラスメント及び試験の不正)

第 3 条 懲戒対象となる行為のうち、学校法人武蔵野美術大学ハラスメントの防止等に関する規則に定めるハラスメント、武蔵野美術大学試験実施要領、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程科目試験実施要領に定める試験の不正その他本学の定める諸規則により別に定める行為についての手続は、それぞれの諸規則の定めるところによる。この場合において、第 12 条から第 25 条までに定める手続を準用する。

(懲戒の種類)

第 4 条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。

(2) 停学は、一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を停止し、登校を禁ずるものとする。

(3) 訓告は、学生の行つた行為の責任を確認し、書面をもつて戒めるものとする。

2 前項第 2 号の停学期間は、12 か月以下の有期とし、停学期間は、在学年限に算入する。

3 停学期間の授業料の徴収は免除しない。

(状況報告)

第 5 条 本学の職員は、懲戒に相当すると思われる行為（以下「懲戒相当の行為」という。）を知り得たときは、学長にすみやかに報告するものとする。

(懲戒処分のための手続)

第 6 条 学長は、懲戒相当の行為があつたと判断する場合、懲戒相当の行為に係る事実関係、懲戒処分の必要性等について調査を行うため、懲戒委員会を設置しなければならない。

(懲戒委員会の役割)

第 7 条 懲戒委員会は、事実関係を調査確認し、懲戒案を作成する。

2 懲戒委員会が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求め意見を聞くことができる。

(懲戒委員会の構成)

第 8 条 懲戒委員会は、当該学生の所属する学科等に応じて学長が指名する主任教授（以下「当該主任教授」という。）、学長室会議規則第 2 条に定める学長を除く構成員その他教職員（教授、准教授、専任講師及び専任の事務系職員をいう。以下同じ。）の 5 名の委員により構成する。

2 学長は、懲戒相当の行為の調査確認の必要により、委員を増員することができる。

3 委員の内から、互選により委員長 1 名を置く。

(議事の定足数と議決数)

第 9 条 懲戒委員会は、委員の 5 分の 3 以上の出席をもつて成立し、その議事は、出席委員の過半数によつて決する。

(学生による弁明の機会)

第10条 懲戒委員会は、当該学生に対し、懲戒相当の行為である旨を告知し、口頭による意見陳述の機会を与えるものとする。当該学生は必要に応じて文書を提出することができる。

2 当該学生は必要に応じ、懲戒委員会委員長の許可を得た上で、弁護士、医師、通訳等を3名まで同席させることができる。ただし、当該学生が、心身の故障、身柄の拘束その他正当な事由により、口頭による意見陳述ができないときは、保証人、親族若しくは代理人による意見陳述、又は文書による意見提出の機会を与えるものとする。

3 代理人は、当該学生、保証人又は親族が指名した者とする。

4 当該学生が、意見陳述の機会を与えられたにもかかわらず、正当な事由なく欠席し、又は大学側が示した期限までに文書を提出しなかつた場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

(懲戒案の学長への報告)

第11条 懲戒案は、調査報告書及び懲戒の内容により構成される。懲戒処分を行わない場合は、その旨を調査報告書に記載する。

2 懲戒案は、懲戒委員会の議を経て懲戒委員会委員長が作成する。

3 懲戒委員会委員長は、懲戒案を学長へ報告する。

(懲戒処分決定までの手続)

第12条 学長は、前条の懲戒案について、教務学生生活委員会又は通信教育課程教務委員会に付議する。

2 教務学生生活委員会又は通信教育課程教務委員会は、懲戒委員会が作成した懲戒案について審議する。

3 懲戒処分は、教授会及び研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(自宅待機)

第13条 学長は、懲戒委員会が必要と判断した場合、当該学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を言い渡すことができる。

2 自宅待機期間は、停学の場合、停学の期間に算入する。

(懲戒の発効)

第14条 懲戒は、当該学生に対して懲戒内容を文書で発信した日から発効する。

(学生への通告)

第15条 学長は、懲戒処分を決定した場合、当該学生に通告する。

2 懲戒処分の通知は、懲戒処分書及び懲戒処分手由説明書を当該学生に交付することにより行う。ただし交付することが不可能な場合には、他の適切な方法により通知する。

(保証人への通知)

第16条 学長は、当該学生の保証人に対し、懲戒処分の内容を文書により通知する。

(決定前の不受理)

第17条 当該学生から、懲戒処分の決定前に、退学又は休学の願い出があつた場合は、学長はこれを受理しないものとする。

(公示)

第18条 学長は、懲戒処分を行つた場合には、学内に公示する。

2 学内公示の期間は、懲戒の発効日を含めて14日間(該当最終日が休業日である場合はその翌日を含む。)とする。

3 学長は、懲戒処分を行つた場合には、懲戒処分について、必要に応じて学外に公表することができる。この場合において、学外への公表は、適切かつ慎重に行わなければならない。

(停学中の不受理)

第19条 停学処分中の学生から、停学期間中に、休学の願い出があつた場合は、学長はこれを受理しないものとする。

(停学期間中の指導)

第20条 当該主任教授又は当該主任教授が指名する教員は、停学処分中の学生に対し、定期的な指導を行うものとする。

2 当該主任教授は、指導に際し、停学処分中の学生に登校を命ずることができる。

3 停学処分中の学生は、指導の終了後、ただちに退校するものとする。

(学修のための配慮)

第21条 停学処分により進学・進級・卒業(修了)認定に支障が生じる場合、学長は適切と思われる学修のための配慮措置を採ることができる。

2 学長により自宅待機を命じた場合、前項を準用する。

(停学の解除)

第22条 当該主任教授は、停学処分中の学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断

- し、停学処分の解除が停学期間の終了までに妥当であると認めた場合は、学長に申請する。
- 2 学長は、停学処分の解除の申請を受けたときは、懲戒委員会を招集し、停学解除の可否を審議させる。
  - 3 懲戒委員会により停学処分の解除が適切と判断される場合、教授会又は研究科委員会の議を経て、学長は停学処分の解除を認めることができる。停学処分の解除が適切でないとは判断される場合は、学長は書面で当該主任教授へ通知する。
  - 4 停学処分の解除の通知は、学長が懲戒処分解除通知書により行う。

(異議申立て)

第 23 条 懲戒処分を受けた学生は、当該処分に係る事実の誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合は、学長に対して文書により異議申立てを行うことができる。

(懲戒再審査委員会)

第 24 条 懲戒処分を受けた学生から、前条による異議申立てが行われた場合は、学長は懲戒再審査委員会を招集する。

- 2 懲戒再審査委員会は、当該主任教授、学長室会議規則第 2 条に定める学長を除く構成員その他教職員の 5 名により構成する。
- 3 学長は、懲戒相当の行為の規模、異議申し立てを行った学生の人数等に応じて、委員を増員することができる。
- 4 前 2 項の委員のうち、当該懲戒処分に係る懲戒委員会の委員であつた者を 2 名以上、委員でなかつた者を 2 名以上含むものとする。ただし、第 3 条による懲戒処分の場合は調査等にあたつた教職員は、当該懲戒処分に係る懲戒委員会の委員であつた者とみなす。
- 5 委員の内から、互選により委員長 1 名を置く。
- 6 懲戒再審査委員会は、すみやかに事実確認を行い、再審査を行うことの可否を学長へ報告する。
- 7 学長が再審査の必要を認めない場合は、その旨を文書で異議申し立てを行った学生に通知する。
- 8 再審査の請求は、原則として懲戒処分の効力を妨げない。
- 9 懲戒再審査委員会の再審査決定後の手続は、第 7 条第 2 項及び第 9 条から第 12 条までの規定を準用する。

(事務所管)

第 25 条 学生の懲戒に関する事務は、懲戒の対象となる行為に応じて、学生支援グループ教務チーム、学生支援グループ学生生活チーム、通信教育グループ通信教育チームのいずれかとする。

(改正)

第 26 条 この規則の改正は教授会及び研究科委員会の議を経て学長が行う。

#### 附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。